

令和4年度

第2回 島牧村地域公共交通活性化協議会
議案書

令和4年9月29日

島牧村地域公共交通活性化協議会

報告第1号

委員の変更について（変更後の委員一覧：資料1）

推薦団体における異動等により、当協議会へ推薦されている方の変更による。

- ・荒井 征人 ニセコバス株式会社 取締役総務部長（令和4年7月14日付委嘱）
(前 尾形 崇士 ニセコバス株式会社 取締役総務部長)

議案第1号

令和4年度島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施（案）について

令和4年3月に策定いたしました「島牧村公共交通計画」に登載されております施策⑤「自由度の高い公共交通（ハイヤー・移送サービス）の拡充」の試行事業の一環として、事業実施の協議会規程（資料2）を定め、一定の条件を満たす方へハイヤー利用券を交付し、利用調査を兼ねて事業を実施することを提案するものです。

なお、本事業は、試行事業として位置付けており、令和5年度から本格事業として実施するにあたっては、各委員よりこれまで頂いた御意見をはじめ、多くの方の御意見や要望等を拝聴し、事業を実施していきます。

1 助成対象者

- (1) 65歳以上の方。
- (2) 申請日において、村内に住所を有し、現に居住している方。
- (3) 各種の税や使用料の滞納がない方。
- (4) 老人保健法、介護保険法、障害者総合支援法（略称）の法に定める施設に入所していない方。
- (5) 普通自動車免許以上の交付を受けていない方。
- (6) 自動車（四輪以上。）を所有、使用（割賦、リースを含む。）していない方。

2 利用助成金額

当村の地理的状況を勘案し、他の地域より移動距離が長くなることを踏まえて、ハイヤーの初乗り、加算料金も考慮し月額5,000円と試算し、令和4年10月～令和5年3月の間で利用可能な利用券500円/枚を60枚、合計30,000円分を交付する。

3 利用可能期間

交付の日から令和5年3月31日までの間の利用に限る。

4 交付

島牧村地域ハイヤー利用券の交付を得ようとするものは、申請により助成対象者と認められた者へ、登録証と利用券を交付する。

5 周知

チラシ（資料3）を全戸配布及びうしお通信により周知する。

チラシは、A4サイズ両面印刷とする。

6 これまでの意見

- ・他自治体でも行っているが、高齢ドライバーが免許返納した際の特典を設けた方が良いと思います。

- ・全戸配布用の交付申請書の文字が小さいのではないか。
- ・助成対象者について、移送サービス事業対象者は、65歳以上高齢者及び障がい者としているので、障がい者も対象とすべきと思われる。

議案第2号

令和4年度収入支出予算補正第1回（案）について（資料4）

- ・令和4年度島牧村地域ハイヤー料金助成事業に係る予算補正。